

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年11月8日京都市条例第9号）（総合企画局プロジェクト推進室）

市長の附属機関として新たに京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 3京都市国際化推進プラン点検委員会の項の次に京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項を追加し、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会	西陣を中心とした地域の活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1 年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年11月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市国際化推進プラン点検委員会の項を次のように改める。

京都市国際化推進プラン点検委員会	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のための取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会	西陣を中心とした地域の活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	1年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)